

株式会社テクノマセマティカル 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条

当社は、株式会社テクノマセマティカルと称し、英文では Techno Mathematical Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 自動制御機器、ゲーム機器、医療機器の設計、製造、販売
- 2) コンピュータ及び周辺機器の開発、製造、販売
- 3) コンピュータソフトウェアの開発、販売
- 4) コンピュータネットワークシステムの開発、販売
- 5) 半導体、電子部品の設計、製造、販売
- 6) 前各号に関するコンサルティング及び、翻訳、出版事業、輸出入業務
- 7) 労働者派遣事業
- 8) 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、7,680,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第11条

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条

当社の取締役は5名以内とする。

(選任の方法)

第19条

取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第21条

取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条

取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会は、その決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条

取締役会に関する事項は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条

当社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第30条

監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第31条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

④前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第32条

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第

1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第37条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第39条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第40条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第41条

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第42条

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。

（配当金の除斥期間）

第43条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条

定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上、当会社の定款に相違ありません。

平成14年6月28日 改訂
平成16年4月27日 改訂
平成16年6月29日 改訂
平成16年9月16日 改訂
平成16年9月17日 改訂
平成17年6月29日 改訂
平成18年6月27日 改訂
平成19年6月26日 改訂
平成21年6月24日 改訂
平成25年6月25日 改訂
平成27年5月1日 改訂
平成28年6月23日 改訂
令和4年6月24日 改訂